

議第 103 号

下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例について

下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年下呂市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 減給額の対象となる給料月額の対象を、処分発令の日とし、減給額が実際に支給される給料の月額の5分の1を超える場合は、5分の1の額を減給額とします。

(第4条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

